

# 融通手形 — 判例研究 — \*

齊 藤 武

- 一 序
- 二 融通手形使用の意味
- 三 融通手形の使用態様
- 四 融通手形の抗弁

## 一 序

「イザナギ景気といわれるのにいぜんとして多いのが道内企業の倒産。なかでも最近起きた石油販売業者・共同石油（札幌）グループの連鎖倒産は、今月にはいって12社に達し、グループ倒産としては史上最大を記録した。このグループをいもづる式に結んでいたのは融通手形。一時的な金繰りのために経営者同志が書合ったカラ手形の波紋はさらに広がる恐れもあり、この連鎖倒産は融手の恐ろしさについて、改めて警告している。」<sup>(1)</sup>（朝日新聞北海道版昭和44年2月25日付）。

(1) 以下、資料は帝興情報北海道版（帝興信所）による。一社が倒産したため融手を書き合った他の七社（うち三社は系列会社、他の四社は取引関係会社）も同時に倒産し、この連鎖倒産は他社にも影響を及ぼし、なお数社が倒産した模様である。手形を書き合った企業の規模は次のごとくである。A株式会社（資本金2千万円、従業員73人、倒産時の負債総額4億8千万円、そのうち金融債務1億4千万円）（以下この順序）、B（1千万円、40人、1億2千万円、7千8百万円）、C（2百万円、12人、1億2千万円）、D（2百5拾万円、12人、2億3千万円、そのうち融手債務5千万円）、E（7百万円、26人、2億2千万円、そのうち融手債務6千万円）、F（2百万円、16人、5千万円）、G（2百万円）、H（百万円、13人、6千万円）。これより前にも函館で食品会社10社（資本金百万円から1千万円程度）にも及ぶ融手操作による連鎖倒産が発生している。帝興情報によると、融手操作による倒産は頻繁であり、手形の書合も相当にあり、しかも企業規模のわりには倒産時に以外に多額の債務を負っていることがわかる。たとえば、繊維株式会社（資本金2百万円、従業員130人、負債総額8億円、そのうち融手債務1億円）、呉服販売有限公司（資本金50万円、従業員2人、融手債務8百万円）。（資本金を企業規模の基準とするのは、それが名目資本にすぎないことや、企業により自己資本対他人資本の比率が同じとはかぎらないことを考えると妥当ではないし、同様に従業員数も業種別による分類をまたなければならないであろうが、ここではより詳しい情報を欠くため一応それらを基準にした。）

全手形取引中に占める融通手形の割合、および融通手形のうちで不渡手形となる割合は不明であるが、融通手形の経済活動中における機能を知る手懸りとして、融手の操作による倒産という病理現象に焦点をあわせ、以下、手形交換高、不渡手形数、取引停止処分数、原因別調を示す。

第1表 (1)

全 国	手 形 交 換 高		不渡手形実数 <sup>(3)</sup>		取引停止処分数	
	枚 数 (千枚)	金 額 (億円)	枚 数 (千枚)	金 額 (億円)	件 数 (人)	金 額 (百万円)
41 年	327,352	1,646,702	3,831	5,541	138,317	26,559
42 年	346,690	1,885,942	3,746	6,435	98,830	28,688
43/ 1	28,248	169,955	309	547	8,493	2,304
43/ 2	28,505	161,895	324	593	8,156	2,601
43/ 3	28,045	175,068	283	594	9,537	3,270
43/ 4	30,812	197,235	382	819	8,832	3,234
43/ 5	30,820	178,881	339	727	9,494	3,462
43/ 6	29,634	167,785	250	535	7,580	2,611
43/ 7	33,175	202,854	371	742	8,985	2,825
43/ 8	30,115	189,186	301	623	8,389	2,233
43/ 9	29,144	191,581	298	596	7,841	2,290
43/ 10	30,545	198,154	314	589	8,802	2,591
43/ 11	30,065	188,175	291	521	8,061	1,993
43/ 12	38,904	232,215	285	525	8,375	2,632
43 年	368,011	2,252,989	3,752	7,371	102,545	32,051

(1) 第1表資料 日本銀行統計局「経済統計月報」

(2) 第2表資料 小樽手形交換所提供

(3) 支払銀行が、持出銀行に不渡として返還した手形のうち、形式不備とか案内未着のように正式の不渡宣言を付さないで返還したものを除いた不渡手形の全数をいう。また、手形交換所を経由したものからの不渡手形に限定せず、加盟金融機関内部でおこなわれているいわゆる店内交換、たとえば、受託銀行と受託者間、および同一銀行を受託者とする委託者相互間の不渡手形はこれを含め、同一銀行店間の不渡手形はこれを含めない。

(4) 不渡手形実数のうち、手形交換所に対し不渡届の出されたものの数をいう。

企業に信用さえあれば手形貸付の方法によっても銀行から融資をうけうるのであり、融通手形を利用するのは信用力の弱い企業である。資金難に悩む弱体企業では、いわゆる街の金融業者に頼むとか融通手形を利用するということになる。そして弱体企業として資金難に悩むものの多くは中小企業である。銀行の融資対象には大企業が優先され、また、国家の経済行政も大企業中心の政策であると言われている。また中小企業への貸付けが、かえって当該企業を利息の返済に苦しませることにもなりかねない。つまりは日本経済全体の観点から中小企業をいかに評価し、その中でそれをどのように位置づけ、そして中小企業の体質改善のために、その合理的経営に関しいかなる方法がどのように行なわれねばならないのかという問題に行きつくのである。これらは、中小企業基

第2表 (2)

小 樽	手形交換高		不渡手形届出数 <sup>(4)</sup>		取引停止処分数	
	枚 数 (枚)	金 額 (千円)	枚 数 (枚)	金 額 (千円)	件 数 (人)	金 額 (千円)
41年	1,387,413	260,940,500	8,552	1,023,272	523	63,960
42年	1,372,382	274,091,784	7,806	1,289,546	358	102,655
43/1	105,027	24,976,736	827	109,308	40	9,898
43/2	110,289	21,003,383	823	89,129	30	4,058
43/3	105,455	19,974,522	500	64,994	34	4,187
43/4	113,106	22,989,882	828	120,935	31	2,470
43/5	116,405	22,085,197	754	92,860	35	12,386
43/6	106,350	18,221,764	521	75,479	28	6,211
43/7	118,950	22,849,131	817	126,355	41	7,279
43/8	110,492	19,748,960	714	130,682	43	10,830
43/9	107,833	19,707,158	697	104,303	26	2,993
43/10	112,588	20,563,717	836	117,235	33	5,804
43/11	112,122	20,376,895	834	149,928	41	20,897
43/12	145,890	26,160,500	968	162,903	40	16,252
43年	1,364,507	258,657,845	9,119	1,344,111	422	103,265

本法や中小企業近代化促進法などの中小企業関係法規はもちろん、商法、独占禁止法の<sup>(5)</sup>評価にも連なる問題であり、将来きめこまかな検討を要するであろう。

(5) 津田玄児「不渡手形の発生状況とその原因」法時36巻8号参照。

### 第3表 第4表 取引停止処分者負債金額および原因別等調

\* 本表は取引なし、当座取引なしを除いているため、資本金別合計件料と資本金百万円未満の法人および個人を加えても第1表の取引停止処分の件数とは一致しない。

\*\* 原因別件数は複数の原因があるので、他の合計件数とは一致しない。

第3表 (1)

全 国	資 本 金 別 (件数)					負債金額 (百万円)	原	
	合 計	百万円~1千万円 1千万円未 満	1千万円~5千万円 未 満	5千万円~1億円 未 満	1億円 以 上		合 計	在庫投資 過 大
41 年	11,058	10,430	568	37	23	304,775	14,829	203
42 年	13,683	12,964	646	48	25	361,966	18,665	256
43/ 1	950	887	54	9	—	28,721	1,325	22
43/ 2	1,172	1,084	84	3	1	39,029	1,642	29
43/ 3	1,432	1,349	79	2	2	46,541	1,963	32
43/ 4	1,188	1,117	60	7	4	42,827	1,622	25
43/ 5	1,274	1,193	75	4	2	54,937	1,814	20
43/ 6	1,051	963	83	1	4	45,085	1,465	30
43/ 7	1,139	1,059	74	2	4	44,079	1,549	19
43/ 8	950	897	49	4	—	27,925	1,314	17
43/ 9	991	935	47	6	3	39,350	1,383	21
43/10	1,173	1,098	69	4	2	39,517	1,625	31
43/11	988	929	55	3	1	27,446	1,329	18
43/12	932	870	57	4	1	37,036	1,260	21
43 年	13,240	12,381	786	49	24	472,493	18,291	285

第4表 (1)

小 樽	資 本 金 別 (件数)					負債金額 (万円)	合 計	
	合 計	百万円~3百万円 3百万円未 満	3百万円~1千万円 未 満	1千万円~5千万円 未 満	5千万円~1億円 未 満			1億円 以 上
41 年	21	18		3	—	—	231,142	32
42 年	36	25	9	2	—	—	363,381	48
43/ 1	2	2	—	—	—	—	3,500	4
43/ 2	3	2	1	—	—	—	5,500	3
43/ 3	3	3	—	—	—	—	5,600	4
43/ 4	0	—	—	—	—	—	0	0
43/ 5	6	5	1	—	—	—	14,800	6
43/ 6	4	3	1	—	—	—	16,440	5
43/ 7	2	2	—	—	—	—	58,300	2
43/ 8	4	4	—	—	—	—	24,200	6
43/ 9	2	2	—	—	—	—	2,300	2
43/10	3	3	—	—	—	—	13,100	5
43/11	8	6	1	1	—	—	29,250	8
43/12	7	5	2	—	—	—	28,200	10
43 年	44	37	6	1	—	—	201,190	55

(1) 第3表資料 日本銀行統計局「経済統計月報」、第4表資料 小樽手形交換所提供

因 別 (件 数)							取引停止処分者中	
設備投資過大	売上不振	コスト高 人手不足 採算悪化	売上金 回収困難	関連企業 倒産の波及	融手操 作高利 金融	その他	資本金 百万円未 満の法人	個人
918	3,418	1,729	2,393	1,164	3,171	1,833	6,696	44,290
1,167	3,758	2,572	2,643	1,792	4,033	2,444	8,038	64,567
100	229	197	177	168	240	192	483	6,261
92	303	239	204	170	387	218	534	5,811
116	355	287	245	228	444	256	673	6,252
95	302	231	224	179	324	242	616	6,330
131	324	289	236	197	393	224	641	6,718
96	278	205	199	165	298	194	486	5,428
102	298	219	201	149	338	223	568	6,601
98	267	202	146	118	269	197	468	6,182
91	268	241	176	116	246	224	418	5,811
110	308	244	210	162	335	225	795	6,345
88	246	204	163	131	272	207	454	5,954
88	246	195	162	101	226	221	396	6,370
1,207	3,424	2,753	2,343	1,884	3,772	2,623	6,532	74,063

原 因 別 (件 数)									取引停止処分者中	
在庫投資過大	設備投資過大	売上不振	コスト高 人手不足 採算悪化	売上金 回収困難	関連企業 倒産の波及	融手操 作高利 金融	高利 金融	その他	資本金 百万円未 満の法人	個人
—	2	3	7	4	2	3	6	5	31	126
—	3	10	6	7	8	6	1	7	32	199
—	—	1	1	—	1	1	—	—	2	30
—	—	—	—	1	1	—	—	1	3	18
—	—	1	1	1	1	—	—	—	1	25
—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	19
—	—	2	1	—	—	1	—	2	4	19
—	—	1	1	1	1	1	—	—	2	14
—	1	—	—	1	—	—	—	—	4	30
—	2	2	—	2	—	—	—	—	3	26
—	—	—	—	1	—	—	—	1	0	21
—	—	—	1	—	2	1	1	—	1	22
—	1	—	3	2	1	—	—	1	4	23
—	1	—	1	1	2	4	1	—	4	24
—	5	7	9	10	9	8	2	5	29	271

## 二 融通手形使用の意味

1 一口に融通手形<sup>(1)</sup>といっても後に述べるようにその使用態様には種々のものがあり、その正確な定義といったようなものはないが、概略、その共通要素は次のごとくである。

たとえば商品売買代金の支払のため手形を交付するというように商取引の裏付けのある手形（商業手形）と異なり、商取引の裏付けがなく、その手形を利用して、もっぱらある者に金融の便を得させるために授受される手形をいう。融通手形が別名、空手形と呼ばれるゆえんである。いわゆる見せ手形<sup>(2)</sup>とは異なり、融通手形はもともと第三者によって割引かれるか担保手形として貸付融資をうけることが予定された手形である。いずれにしろ現金の出どころは、いわゆる銀行であることもあり、いわゆる街の金融業者であることもある<sup>(3)</sup>。

(1) 高窪利一「融通手形」講座2巻参照。

(2) たとえば、大阪高判昭和33年5月19日下級民集9巻852頁の事案。Xは証券会社の代表取締役から、同社が財務局より資金検査をうけるのに備え、形式上同社の不足資金を補うため控訴人振出の小切手を貸与されたく、もし検査に際し右小切手を使用したときは、その見返りとして直ちに同社よりXに対し同金額の小切手を振出す旨の依頼をうけ、検査のさい同社において振出日を補充しうるよう振出日を白地として小切手を振出した事件である。

見せ手形も手形としては法律上有効であり（最高判昭和25年2月10日民集4巻2号23頁参照。批評：上田・最新手形判例コメント、河本・判例百選、鈴木・判民昭和25年度、西島・商法の判例、西原・民商28巻3号。）見せ手形の貸主は借主に対し、当該手形が見せ手形であるから支払には応じないという抗弁を対抗しうる（大判昭和10年3月30日新聞3833号7頁）が、善意の取得者には対抗しえない（前掲最高判昭和25年2月10日参照）。

(3) たとえば、大阪地判昭和34年10月30日下級民集10巻10号2253頁の事案。

融通手形を利用する者の間の合意の内容は、第一に、当該手形を資金の融通のために使用するということと、第二に、当該手形の支払資金の負担の点は、被融通者の計算による支払が予定されていることである。この合意の表現方法として、「融通者には手形責任を負わせない」、「融通者には計算上の負担をかけない」、「融通者には資金負担の迷惑をかけない」等のごとく言いかわされる。融通当事者＝甲乙間に授受される手形は、融通者（乙）が被融通者（甲）を受取人として約束手形を振出し、あるいは、甲の振出した為替手形に乙が引受ける、あるいは、甲の振出した手形に乙が隠れたる保証として裏書するとか、手形保証するとかの形式をとる。

2 かかる融通手形の利用に関し特にその割引きについて、経済的側面から概観してみよう。記述の便のため次の図式をもとにして論を進める。

買主（甲）——商品売買—— 売主（乙）——手形の割引—— 銀行（丙）

もろもろの経済上の派生的要因を除外して考える。製造業者乙は原料を仕入れ商品を

生産し、それを販売業者甲に売渡し、それによって得た代金を原料の買入資金にまわすというように営業を継続する。そこで乙はもし商品を現金で売れば、商品の売買と同時に、原料を仕入れ製造にとりかかりうるし、もし掛売であれば、得るべき代金を弁済期まで使用できない。だから現金売りとは異なり、乙の営業に差異が生じる。たとえば売買契約締結日から40日あとに弁済期が約定されると、乙は40日のあいだ売買代金をあらたな営業資金として活用することができない、すなわち売買代金の活用により40日間に生ずるであろう利潤の差がそれである。これを甲の側からみると、契約日にしろそれから40日後にしろ、甲は売買代金を支払うことによって、商品の販売期間を短縮し、いわば商品が流通過程を経て生産過程に入るのに必要な、つまり乙が販売期間をこなすのに必要な資金を、乙に対し貸付けたことになる。その場合、現金買いの方が掛買よりも40日はやく資金を貸付けた形になる。そしてその各々毎に、甲が乙に対し肩替りしてやった資金について計算される利子の差額が、それぞれの売価の差額になると考えられる。現金売りなら95万円とし、掛売りなら100万円とする。

乙はそののちも継続的に企業活動を続けていくとすれば、乙には再生産に充当する準備資金を必要とする。もしそれがなくなるときは、乙はその手形を受取ると同時に銀行で割引現金に換えればよい。つまり銀行が甲の融資の位地に代位するわけである。その時の計算は

当座預金	95万円	割引手形	100万円
割引料	5万円		

ところで商品の流通過程を考えれば、通常、製品はその製造の完了と共に買い手が現われるとは限らず、あらかじめ必要販売期間を予想し、その期間に応じうる予備の資本を、遊休貨幣等の形で企業内に保持しなければならないであろう。したがって、一方、手形を受取が予想販売期間の短縮に連なるとともに、他方、受取手形の割引は銀行を通して遊休貨幣を生産資本たらしめるものであり、この銀行貸付に対する利子が割引料になる。ともあれこうして手形の割引により、乙は現金を受取ることに関し時間を超克するのである。

以上のように考えられた商業手形の割引にあたり、丙にとって信用の基礎となるものは、第一に甲および乙の企業収益力であり、第二に甲および乙の財産であり、第三に甲乙間の売買契約の目的物たる商品が担保として機能することである。

ところで、融通手形についても手形割引を利用するかぎり、銀行に対する信用の基礎

は上と同一である。融通手形、商業手形を問わず、財産および企業収益力については、現実にある場合もあろうし、銀行で調査のうえあると信じて割引いたが、実際にはなかったということもあろう。このことは法律上考慮されない。なぜなら、企業活動にはある程度の投機性・危険性が伴うことが予定されており、その程度のことは、通常、企業活動に許された危険だからである。ましてや、はじめから信用がないと判断しながらも取引をしたばあいには、現実に商品、資産、企業収益力があろうとなかろうと、法律行為の効果に変更を加えない。ただ融通手形には商業手形の割引と異なり信用の基礎たる商品が存在しない点で、両者は決定的に異なる。商業手形の割引きにあたっては売買契約締結当時商品あるいはその姿をかえたあるものが、さらに一般的に手形の授受に関し対価関係が、現実に存することが前提である。融通手形にあっては、これが現実にはなかったということに、融通手形を商業手形と異別に取扱う理由がある。

以上との関連でいうと、手形を担保として融通をうけるところのいわゆる手形貸付にあっては、貸出にあたっての信用の基礎は、第一にその者の企業収益力であり、第二に借入人の資産である。銀行は当初からかかるものとして取引きをするのであり、融通手形の割引きと異なり銀行の期待が裏切られることにはならない。また、いわゆる見せ手形は、前述のごとく商取引の裏付けのない手形である点で融通手形と同じだが、応々にして融通手形と同様に割引かれることはあるにしても、融資をうけることを目的としていない点で融通手形とは異なる。見せ手形は単に自己の資産の信用を大ならしめんとするものにすぎない。

### 三 融通手形の使用態様

1 融通手形の利用態様を、人を抽象的人格という面から分類すると次のごとくである。

A 一方の者だけが融資を受けようとする場合

#### ① 反对手形が振り出される場合

一方は融通目的の手形であり、他方は担保目的のいわゆる見返り手形である。融通手形使用後の甲乙間のあとしまつは、反对手形の満期を融通手形のそれより少しはやい日とし、反对手形の支払代金でもって融通手形の支払資金とするか、融通手形を被融通者が満期直前に買戻すか、融通者が支払った後で、被融通者から資金を返済してもらうかとする。

## ⑨ 反対手形が振出されない場合

いわゆる片融手がこれである。甲乙間の後仕抹は、甲が融通手形の満期までに支払資金を用意して乙に渡すか、甲が満期までに手形を買戻すか、融通手形の支払後に甲が乙に資金を返済するかする。すでに存する金銭債務の支払のために手形を授受するのではない点で片融手に類似し、支払手段として手形を利用するための取引関係がある点でそれとは相違するものに、いわゆる前渡手形がある。たとえば請負代金の前渡金として手形を渡すとか、当事者間に商品の継続的購入契約あり、その未納入分の代金として手形を振出とか。工事が完成の見込あろうとなかろうと、また、商品の継続納入が可能であろうとなかろうと、前渡金ないし前払金の支払方法として授受された手形であるかぎり、いわゆる商業手形と考えられる。ところが、かかる請負契約ないし継続的商品購入契約ある者の間で、もっぱら融通の目的で、工事の進捗がおもわしくないのに、あたかも前渡手形のごとき外観で手形を授受すとか、商品の納入が滞りがちなのに、経常時に相当額の手形を振出すという形を利用して、あたかも前渡手形であるかのごとく装って融通手形を利用することもある。前述した融通手形を利用する者の合意があるかどうかを基準として、かかる合意あればそれは融通手形であり、融通手形として、法律上、前渡手形とは違った扱いをうける。そのほか、適当な融通者を見出せず、実在しない人を振出人、支払人等として手形を作成し割引を受けようとすることもある。これがいわゆる虚偽手形である。

## B 双方の者が融資をうけようとする場合

二人で時には三人以上が組んで、相互に手形を振出し合い、各自がその受取った手形を利用して融資をうけようとするものである。つまり、当事者は各人が融通者でもあり被融通者でもあるばあいである。これがいわゆる交換手形である。別名、書合手形、駟合手形、相落手形、落々手形、<sup>(1)</sup> 凧手形、騎乗手形ともよばれる。

あとしまつは、相互に手形金額・満期をほとんど同一にして手形を振出し、満期までには支払資金を都合し、利用者間に損得がないような形で互いに決済する。

ところで手形金額に端数がないと、銀行は不審をいだき、もしかして融通手形ではないかと不審に思い取調べたようである。そこで融手の利用者は振出にあたり、わざと手形金額に端数をつけるようになった。また、たとえば実務界では代金66万5千円のうち、16万5千円は現金で、残50万円は手形で支払うということも行なわれる。だから、金額に端数がないというだけでは、融通手形であるとの断定はできない。結局、当該企

業の活動を常に注意深くとらえておくことが融手防止の最上策であるといわれている。<sup>(2)</sup>

- (1) いわゆる交換手形はドイツにおいて騎乗手形 (Rittwechsel) と呼ばれ論議をよんでいる。後藤静思「手形騎乗に関する西ドイツの判例について」松田判事在職40年記念「会社と訴訟」下巻959頁参照。  
(2) 融通手形の発見方法について、河本・商事法務337号5, 9頁。

2 融手利用者間の間柄を、抽象的人格を基準としてではなく、具体的人間の面から分類すると次のごとくである。

取引関係のない人に単に名前を貸してもらい、つまりその好意を期待して信用の篤い親戚や友人に頼み、融通手形を利用させてもらうこともある。融通手形が別名、好意手形と呼ばれるゆえんである。融通者の信用が薄く融資を受けられないときは、どうしても商業手形であるかの如き外観をつくらねばならない度合いが強くなる。商業手形が授受されるからには、手形授受の当事者間に、取引関係ないしそれに類似の関係が存しなければならぬ。

そこで融通手形の利用は、取引関係にある者同志で多く用いられ、取引関係がないときは、取引関係があるかのごとき外観をつくって融通手形を利用することになる。また部品製造の下請関係のごとき親会社・子会社関係にある者同志とか、同業種で取引関係のある者同志とか、異業者でたとえば原料の買付等の取引関係にある者同志とかでも利用される。そのばあい下請関係にある親会社が子会社に融通を得させることもあり、またその逆のこともある。<sup>(1)</sup> 後者のばあい、子会社が親会社に対し融通手形を振出す形式では、明らかに融通手形の疑いが濃いので、形式上、親会社が自己の融通のため子会社に対し約束手形を振出し、子会社がこれを銀行で割引き、割引金を親会社に交付するということが行なわれる。取引関係のない者同志で融通手形を利用するばあいは、疑がわれないように、さらに他の者をも仲間に入れてあたかも商業手形であるかのごとき外観をつくりだし、ときには紹介者に頼むこともあるようである。

- (1) たとえば、東京高判昭和31年3月7日下級民集7巻3号542頁の事案。

#### 四 融通手形の抗弁<sup>(1)</sup>

わが国手形法には、融通手形についてことさらに規定した条文はない。英米では条文を設け、融通当事者間では手形債務を免れるが、第三者に対してはその者が当該手形を融通手形であることを知っていたと否とにかかわらず、責を負うと規定している (Bills of Exchange Act 1882, § 28., Uniform Commercial Code 1951, § 4 15.)<sup>(2)</sup>。

- (1) 大隅健一郎「融通手形の抗弁」法時34巻10号、今井宏「融通手形の抗弁」鈴木=大隅編商法演習Ⅲ、山口幸

- 五郎「いわゆる融通手形の抗弁について」ジュリ374号、河野綾雄「融通手形をめぐる法律問題」上智法学8巻2号、杉山修「融通手形における悪意の抗弁」判文141号参照。  
(2) 吉井博「英米法における融通手形」手形研究122号、同「イギリス法における融通手形10巻2号」参照。

1 まず融通手形授受の直接当事者間の関係について考察する。

多くのばあい被融通者たる受取人は融通者たる約束手形の振出人に対し、絶対に手形金の支払請求をなしえないが、融通者たる約手の受取人は被融通者たる振出人に対し支払請求をしうることもある。たとえば手形の割引金を振出人に渡し、満期に遡求により受戻した融通者たる受取人のごときがそれにあたる。(割引金を交付しなかった第三者に関して、大判大正7年2月28日民録24輯149頁参照)。しかし事情によっては、融通者たる約手の振出人は受取人に対し抗弁を主張して責を免れることができない。

〔1〕最高判昭和29年4月2日民集8巻4号782頁〔事実〕X造船会社はY水産会社の紹介により、Yと漁業の共同経営をしていたところのA会社船舶の修理等を請負った。Xは、Aが修理および建造費の一部しか払わないため、Yに右残額費用を立替払いするよう要求した。Yは立替払いの要求には応じないが、Xに対し、資金の融通を得させる目的で、約束手形を振出した。その際、XはYに対し、右手形と金額、満期が同一の約束手形を振出した。その後、YはX振出の手形を割引き、Xはその支払をしたが、他方、Y振出の手形はXがこれを銀行に取立委任したところ不渡のために返還されてきた。第一審X敗訴、第二審X勝訴、Y上告。〔判文〕棄却「通常、融通手形の振出人とその直接の相手方たる受取人との間には手形振出の原因関係がないのであるから、振出人は右受取人に対して融通手形の抗弁を対抗できることはいうまでもないことであるが、本件のごとく当事者間に融通手形を交換し相互にこれを対価とする旨の前記のごとき合意のなされた場合においては、その一方の手形金の支払を了したときには、他に反対の事情のない限り、他方の融通手形の振出人は受取人に対して融通手形の抗弁を対抗することができないものと解するのが相当である。」(批評：境・判例評論50号、中馬・判例百選、西原・民商31巻3号。原審=東京高判昭和27年6月21日高民集5巻8号299頁—批評：佐藤・商判研究3)

〔2〕東京地判昭和41年3月23日時報454号58頁〔事実〕X金属株式会社はY商店有限会社から融通手形振出の依頼をうけ、かねてからその金融操作一切をまかされていたAの名義で約束手形一通を振出し、これをYに交付した。その際、YはXに対し見返り手形として満期が前記手形より4日前、同一金額の本件約束手形を振出した。A名義の手形はその後割引かれ、Yはその割引金を取得した。被裏書人B銀行はA振出の手形を満期に支払呈示したが支払を拒絶された。〔判文〕「A振出の手形は融通手形と

して、本件手形はその見返り手形として交換的に振出されたもので互に対価関係に立ち、俗に書合手形または割合手形といわれる場合に該当する。そして他に特段の事由の認められない本件では右手形の交換はYにおいてA振出手形の決済資金はおそくとも本件手形の満期までにXまたはAに交付する合意のもとになされたものと推定すべきである。だとすれば、XY双方が互に右各手形を所持する場合においては一方からの請求に対し他方は融通手形ないし馴合手形の抗弁をもって対抗し得ることはかく別として、前認定のようにYは既にA振出の手形については割引金を取得し、現実はその対価を得ておりしかも手形を所持していないのであるから、もはや前記抗弁を主張して本件手形金の支払を拒み得ないものといわなければならない。……、Bに対してはYおよびAは融通手形の抗弁を主張し得ず合同してその支払の義務を負う関係に在るばかりでなく、前認定のように右手形〔A振出手形〕決済の資金はYが供給する合意があり、XないしAは自己資金をもってこれを決済する必要がないのであるから……Yが右手形〔A振出手形〕を受戻したというのならばかくべつ、そうでなくBがこれを所持している現段階においてはYはXの本件手形金の請求を拒み得ないものと解しなければならない。」

## 2 つぎに対第三者との関係を考察する。

ところで悪意の抗弁（手17条但書，小22条但書）が成立するには、譲受人が単に抗弁の存在を知るのみでは足りず、譲受人に債務者を害することの認識があることを要すると一般に解されている。そして、債務者を害することの認識については、「約束手形ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ手形所持人ノ前者ニ対スル人的関係ニ基ク抗弁ヲ以テ所持人ニ対抗スルヲ得ザレドモ、所持人が其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得シタルニ於テハ右人的関係ニ基ク抗弁ヲ以テモ尚所持人ニ対抗シ得ベキコト 手形法第77条第17条但書ノ規定スルトコロニシテ、手形所持人が手形ノ譲受ヲ受クルニ当リ手形債務者ノ前者ニ対スル人的関係ニ基ク抗弁ノ存在スルコトヲ知悉シ居タルトキハ特別ノ事情ナキ限り自己ガ手形ヲ取得スルニ因リテ手形債務者ノ該抗弁ノ行使ガ前示法条ニ依リ阻止セラルルニ至ルベキコトハ一般ニ之ヲ知レルモノト解スベク、斯ノ如キハ所持人が其ノ債務者ヲ害スルコトヲ知りテ手形ヲ取得スルモノニ該当スト為スヲ相当トス」（大判昭和16年1月27日民集20巻1号25頁）とされる。そして、人的抗弁が切断されないつまり抗弁制限の保護を受けないばあいとして、期限後裏書の被裏書人がある（手20条但書参照）。

それでは当該手形が融通手形であるということ、そのことは抗弁事由となるであろう

か。そして融通手形には種々の利用態様があることは前述した通りである。それをふまえて問いなおせば、いかなる特約がいかなる人に対し、いかなる状況のもとで、抗弁として生きるかということになる。

④ あらゆる融通手形に共通の合意内容(二1参照)を、第三者が知っていたということは抗弁事由とならないことに、判例が確立していると言ってよいであろう。

〔3〕「融通手形ナルモノハ、被融通者ヲシテ該手形ヲ利用シ金銭ヲ得若クハ得タルト同一ノ効果ヲ受ケシメントスルモノナルヲ以テ、振出若クハ引受ケタル者ハ、其ノ手形ガ利用サレテ被融通者以外ノ人ノ手ニ渡レル以上、之ガ手形所持人ニ対シテハ手形上ノ責任ヲ負ウベキハ当然ト云ウベク、若否ラズシテ斯ル手形所持人ニ対シテ責任ヲ負ハザルコトヲ得ルモノトセバ、金銭融通ノ実効ヲ拳グルコト能ハズ、融通手形ヲ振出又ハ引受ケタルコトノ本来ノ趣旨ニ反スベシ。従テ融通ノ為ニ為替手形ヲ引受ケタル者ハ、唯ソノ被融通者ヨリ直接請求シ来レル場合ニ限り支払ヲ拒絶シ得ルニ過ギズシテ、被融通者以外ノ者ガ手形所持人トシテ支払ヲ求め来レルトキニハ、融通手形タルノ故ヲ以テ支払ヲ拒絶シ得ベキモノニ非ズ。此事タルヤ、其ノ手形所持人ガ所謂融通手形タルコトヲ知レルト否トニヨリテ異ルトコロナキモノトス」<sup>(1)</sup>

(1) 大判昭和2年4月21日新聞2833号17頁。融通手形の依頼をうけ、融通目的で引受けた為替手形が第三者に移転した事案である。

同旨=最高判昭和34年7月14日民集13卷7号978頁(批評:飯島・法協77卷4号、上田・最新手形判例コメント、加藤・判例百選、田中=原茂・手形研究21号、富山:民商41卷6号、深見・商法の判例。解説・井口・法曹時報7卷9号)、大判昭和9年11月9日法学4卷3号346頁、長崎地判昭和34年2月23日時報184号29頁。

⑤ 上述の共通の合意以外の特約を知っていたとか、通常の手段授受とは違う事情が存したときに、抗弁はいかに扱われるであろうか。まず、融通手形を支払拒絶証書作成期間経過後に取得した第三者についてみよう。

〔4〕東京控判大正元年10月19日新聞871号24頁「商法第462条に依れば手形の所持人が支払拒絶証書作成期間経過後裏書をなしたるときは被裏書人は裏書人の有したる権利のみを取得し得るに止まること明かなるを以て例へば約束手形の受取人が支払拒絶証書作成期間経過後裏書をなしたるときは該裏書に因り手形を取得したる被裏書人は受取人の有したる権利のみを取得し得るに止るものと謂はざるべからず故に約束手形の振出人が受取人に対し直接に対抗し得べき事由を有する場合に於て支払拒絶証書作成期間経過後受取人より裏書に因り該約束手形を取得したる被裏書人は受取人の有したる権利のみを取得し得るに止るを以て振出人は受取人に対して対抗することを得べかりし事由を以て右の被裏書人に対抗することを得べし」

満期までに利用しなければ返還するという約定があったということに、最大の力点を置いた判決もある。

〔5〕 東京地八王子支部判昭和34年11月6日下級民集10巻11号2351頁は傍論として次のように判示している。「融通手形の利用（裏書）が支払拒絶証書作成期間経過後になされたという一事によって、振出人は被融通者に対して主張し得べき支払義務なき旨の抗弁を、そのまま所持人たる第三者に対して主張し得ると考えるのは、右抗弁が普通の人的抗弁と性質を異にすることを無視した誤った見解というの外はない。しかし、Y主張の如く、本件手形が満期までに利用しないときは返還を受ける約定の下に、振り出された融通手形であるなら、換言すれば、いわば満期までの融通手形でその後はYに返還さるべき手形であるなら、Yは期限後裏書による取得者に対して、そのことを以て、すなわち融通手形性を喪失し、AからYに返還さるべき手形としての故にYに支払義務なきことを以て、対抗し得る」(批評：北沢・ジュリスト257号)。

〔6〕 最高判昭和40年12月21日民集19巻9号2300頁「融通の目的をもってする約束手形の振出にあたっては、融通者たる振出人と被融通者たる受取人との間において、受取人が当該手形によって金融の目的を達したときは、満期までに受取人が支払資金を供給するか、または手形を回収して、振出人に返還することが合意されるのを取引の一般とする。したがって、受取人が、当該手形の割引を得た後、自らこれを受け戻したときには、右合意の効力として、受取人は右手形を振出人に返還すべき義務を負い、これを再び金融の目的のため第三者に譲渡してはならないのであって、この意味において、右手形は融通手形としての性質を失うのである。その結果、振出人が対価の欠缺を理由に受取人に対し手形金の支払を拒絶できる関係（人的抗弁）は、爾後、裏書により右手形が第三者に譲渡されたときは、その者に承継されるべきものとなるのであり、したがって、受取人が、支払拒絶証書作成期間経過後に、第三者に対し、右手形を裏書譲渡した場合においては、振出人は、受取人に対し手形金の支払を拒絶できたことを理由に、右第三者に対しても、その善意思意を問わず、手形金の支払を拒絶できるものといわなければならない。」(批評：赤塚・企業法研究138輯、今井・民商55巻2号、河野・上智法学10巻3号、島谷・金融法務436号、竹内・法協83巻7・8合併号、田中・企業法研究134輯、服部・法学32巻1号、藤井・法経学会雑誌16巻2号。解説：蕪山・法曹時報18巻3号。原審＝広島高岡山支部判昭和39年6月15日高民集17巻5号282頁——批評：北沢・判例評論76号、内海・商事400号)。

〔5〕〔6〕とも融通手形性の喪失を云々しているが、語義からして融通手形か否かは手形振出時の事情が判定基準となるのであるから、後に他の事情が加わっても融通手形と

しての性質を喪失することにはならず、そのような事情の加わった融通手形であるというにすぎない。そういった融通手形の悪意の取得者に対しては、悪意の抗弁を対抗しうるのか、それとも、いわゆる一般悪意の抗弁を対抗しうることになるのか、説がわかれるところである。詳細は管原・前掲批評を参照されたい。

〔7〕 大阪地判昭和40年7月13日時報433号49頁「融通手形は、その性質上満期前に割引その他の方法により換金され、満期までの期間融通者の信用を利用せしめることを目的とし、したがって融通当事者は、特段の事情のないかぎり満期前の利用を予想して手形の授受をするものであること、とくに本件においては、前認定のとおり被融通者であるAの方から、満期を三日前とする反対手形を交付され、いわゆる手形の交換が行なわれていることに鑑みれば、YおよびAは、黙示的に右反対手形の満期までか、おそくとも本件手形の満期までの間にかぎって本件手形を換金のため他に譲渡することを約したものと認めるのが相当であり、このような手形授受者間の合意に基づく抗弁は、一般の人的抗弁と同じく期限後の手形取得者に承継される。」(批評：島谷・判時441号)。

⊙ 融通手形の利用回数は性質上、1回に限られるか、また、そのような特約をしたばあいそれが抗弁事由となるであろうか。これに関連した判決として、手形振出の当事者間に、金融の目的を達したときは満期まで支払資金を供給するか、または、手形を回収して返還する旨の合意があり、このことを知りながら、当該手形を満期前に二度目の譲渡により取得した第三者は、悪意の抗弁の対抗をうけるとしたものがあつた(大阪高判昭和42年6月22日金融法務484号41頁)。なお〔6〕参照。

⊖ 無償で手形を譲受けた第三者についてはどのように判断されているであろうか。

〔8〕 大阪高判昭和40年7月15日金融法務420号9頁「支払拒絶証書作成期間経過後に被融通者より無償で取得せられた場合には融通手形であるという抗弁を以て取得者に対抗することができるものと解するのが相当である。蓋し期限後裏書による手形取得は指名債権譲渡の効力を持つにすぎず、従っていわゆる抗弁の切断なく振出人は期限後裏書人に対する人的事由を以て所持人に対抗しうるものであるところ、融通手形の振出人が満期前裏書による悪意の所持人に対しても対抗できないのは、一方にそれが融通手形としての本来の性質すなわち割引のため交付せられたものが割引かれたという事実に基づくもので、それが真実割引かれることなく被融通者より無償で交付せられた如き場合にまで悪意の取得者を保護する趣旨ではない。期限後裏書においては、抗弁の切断を生じないから振出人と受取人たる前者との間の人的事由として、融通手形たるの事由が

受取人と同人から直接裏書譲渡を受けた所持人との間に当然に承継せられ、たとい所持人が善意であっても手形を割引いたのでなく、無償で取得したような場合は当然融通手形なる抗弁を以て振出人より対抗せられるものと解されねばならない」

広島高岡山支部判昭和39年6月15日時報378号33頁〔6〕の原審も傍論の中で同様の判断を示している。

手形額面が被担保債権を越えるばあいについて次の判決がある。

〔9〕東京地判昭和41年1月25日下級民集17巻1・2号20頁〔事実〕Y石油株式会社はA精工株式会社に資金の融通を得させる目的で、額面25万円の本件約束手形を振出した。AはこれをBに裏書し金策を依頼した。Bは自己振出の額面15万円の約束手形および本件約束手形を担保として、X商会より15万の貸付を受け、右金員をAに交付した。〔判文〕「YとAとの間におけるように、当該手形が受取人に金融を得させる目的で振り出されたいわゆる融通手形であって実質関係が存在しないということは単なる人的抗弁に止まり、その後受取人から右手形を裏書により取得した第三者に対しては当然に対抗し得るものでなく、いわんや同人が、手形割引もしくは手形貸付の方法で裏書人に対し現実に金融を与えている場合には、手形振出の本来の目的を達したのであるから、第三取得者の善意、悪意を問うまでもなく、振出人としてはもはや融通手形であることを主張して手形金の支払を拒み得ないものといわねばならない。しかしながら、他面右の第三者が何らの実質関係もなく手形を取得した場合には同人は右手形につき固有の経済的利益を有しないのであるから、同人が手形の取得に当り、その融通手形であることにつき悪意の場合は無論のこと、よしんば善意であったとしても同人に対しては人的抗弁切断による利益の保護を考慮する必要はなく、振出人は受取人に対する前記人的抗弁を対抗し得るものと解してよい。しかして右の第三者が融通手形たることを知らずしてこれを他の少額の債務の担保のために取得した場合には当該手形の被担保債権額を超える部分についてのみ固有の経済的利益を有しないものというべきであるから、この部分に限って前記人的抗弁の対抗を許すのが相当である。」(批評：野村・ジュリスト420号)

㊦ 上述以外の特殊事情あるばあいについては次のような判決がある。まず、手形取得者がある特殊事情を知っていたばあいには、責を免れしめるとした判決がある。

〔10〕大判昭和8年4月25日民集12巻10号941頁〔事実〕A銀行の取締役であるBは、Aと鉱石採掘の共同事業を営むため、その資金策の一環として、A名義でCが

振出した本件為替手形に白地引受をした。その際、手形はBの金融以外には使用しないこと、もし他から金融をえられないときはBに返還するとの約定があった。その後Aは信用弱く休業にいたり、Y銀行に合併された。一方、CはXに対して負う債務の弁済のために本件手形を、満期後約一年半後（合併後）に受取人Xと補充して譲渡した。XはBC間の約定を知っていた。〔判文〕「為替手形ノ振出前ニ受取人ノ記載ナキ手形用紙ニ支払人Yガ先ヅ白地引受ヲ為シテ之ヲ振出人Cニ交付シタル処手形ガ尚其ノ手中ニ存スル際ニテ引受人トノ間ニ存スル契約ニ依レハ振出人ニ於テ手形ヲ統通ニ置キ以テ引受人ヲシテ手形債務ヲ負担セシムルカ如キコトハ之ヲ為スヲ得サル義務ヲ負フニ至リタル場合ニ於テ振出人カ第三者ヲ受取人トシテ補充シ該手形ヲ交付シタルトキハ其ノ受取人ハ手形ノ所持人ト為ルニハ相違ナキト共ニ振出人引受人間ニ存セシ右ノ事情ヲ知悉シテ手形ノ交付ヲ受ケタル以上引受人ニ対スル手形支払ノ請求ハ之ヲ許スヘキニ非ス蓋若シ之ヲ許サンカ手形ノ交付ハ振出人トシテハ其ノ引受人ニ対スル義務違反ノ行為ニシテ之カ為引受人ノ窮地ニ立ツヘキコトヲ知リナカラ敢テ手形ヲ取得シタル受取人ハ則チ恬然トシテ引受人ニ対シ支払ヲ請求シ得ルコトト為リ著シク公正ノ觀念ニ反スルノ結果ヲ生スレハナリ。」

〔11〕 津地方松坂支部判昭和40年12月7日下級民集16卷12号1頁〔事実〕A会社は原料の取引関係にあるY会社に融手の振出を依頼した。そこでYはAから見返り手形を受取ることにし、もし見返り手形が不渡りになったときは、Yも融手の支払債務を免れるという特約の下に、Aに対し本件約束手形を振出した。本件手形はAからX会社に譲渡された。〔判文〕「A会社は営業状態が悪化し倒産寸前の事態に陥っていたこと、A会社はY会社から本件各手形の振出を受けながら特約による義務を完全に履行することができず、わずかに子会社振出の為替手形一通を交付したに止り、しかもこの為替手形も結局不渡りとなったこと、当時A会社の取締役で資金関係の業務を担当していたBが同時にX会社の代表取締役であったことについては、いずれもすでに認定したとおりである。そしてこれらの事実と当事者間の争いのない当時A会社は信用に乏しく銀行で手形割引を受けることはできなかつたので、本件手形も受取人はことさら白地とし、他の適当な者に譲渡して割引を受けることとした事実を併せ考えると、X会社がA会社から本件各手形の譲渡を受けてこれを取得した際、その代表取締役であるBとしては同時にA会社の取締役としての立場において、A会社としてはその資金状況等から到底Y会社との特約に基づく義務を履行し得ないこと、従ってY会社は特約により本件手

形債務を免れる結果を招来するであろうことを十分予知していたものと推認するのが相当である。とすれば当然X会社は右の事情を予知していたとしなければならず、結局債務者を害することを知って手形を取得した場合に該当し、手形債務者たるY会社としては前記抗弁事実をもってその所持人たるX会社に対抗することができるものである。」(批評：米津・法研41巻3号)。

〔12〕 最高判昭和42年4月27日民集21巻3号728頁〔事実〕 Y会社とA会社は取引関係にはないが、その代表取締役が懇意であったところから、相互に融通のため各自振出の約束手形(各手形は各振出人が支払うが、もし一方が支払わなければ他方も支払わない旨の合意のもとに)を交換した。Y振出・A受取の本件約束手形はその後Xに裏書譲渡され、満期になってもYが支払に応じないのでXは本訴におよんだものである。1・2審ともX勝訴。〔判文〕 破棄差戻「思うに、Y、A両当事者が相手方を受取人とし、交換的に同金額の約束手形を、その受取人に金融を得させるためのいわゆる融通手形として、振出し(いわゆる交換手形、あるいは書合手形)、各自が振出した約束手形はそれぞれ振出人において支払をするが、もしAがA振出の約束手形の支払をしなければ、YにおいてY振出の約束手形の支払をしない旨約定した場合、AがA振出の約束手形の支払をしなかったときは、Yは、交換手形に関する右約定およびA振出の約束手形の不渡り、あるいは、不渡りになるべきことを知りながら、Y振出の約束手形を取得した者に対し、いわゆる悪意の抗弁をもって対抗することができるものと解するのが相当である。」(批評：大西・手形研究122号、菅原・判例評論106号、竹内・法協85巻4号、田村・新版判例百選。解説：菊地・法治20巻9号、後藤・法曹時報19巻8号。同旨＝東京高判昭和43年8月30日判例時報420号83頁。)

以上から推測されることは、判例の流れの根底にあるものは融通手形に関する紛争の解決につき、当事者間の利害調整という次元から判断を下し、その際の利益衡量の基準は当事者が対価を得ているか否かであるということである。国民経済の次元から、まず国家利益を重視して、司法による経済に対する国家指導を強め、融通手形の利用を不法とみなし、それに関する争いには裁判上の救済を一切みとめないという態度をとることも考えられる。経済的合理性を尊ぶ取引社会において、先例があるにもかかわらず融通手形に関する同種の訴訟が跡を絶たないことを考えると、司法面での厳しさを要求することも大いに首肯しうるところである。しかし他面、一で述べたように融通手形を利用せざるをえないというそういう経済体制が最も問題を含むともいえ、そのことを棚上げにして論ずることはある層の者に酷をしいることになりかねない。したがって経済体制

の健全化という目標を追求しながら、当面は個々の経済主体間の利害調整をはかるという方向が考えられる。これよりすれば判例の流れはおおむね妥当な水路を進んでいると言いうるであろう。